

市内中小企業に対する調査について（案）

1 調査の目的

令和5年11月1日に施行した「稲沢市中小企業振興基本条例」においては、市の責務として中小企業の実態の的確な把握、適切な中小企業振興施策（以下「施策」という。）の策定、実施に努めること、また、中小企業振興会議（以下「振興会議」という。）において中小企業者の意見を聴取して市に施策を提言することが定められている。有効な施策を検討するために、中小企業に広く調査し、実態や施策ニーズを把握することが必要となる。

2 調査の対象

今回の調査では、総務省統計局から提供を受けたデータベースの4,348事業者を、大きく4つの業種に大別し、区分毎で無作為に抽出した合計1,000事業者を調査対象とする。

業種区分(分類)	母集団事業者	抽出割合	算出係数		抽出事業者
① 製造業 (E)	585者	13.5%	2.0	27.0%	270者
② 建設業 (D)	385者	8.9%	2.0	17.8%	178者
③ 卸・小売業(I)	975者	22.4%	1.0	22.4%	224者
④ サービス業他	2,403者	55.2%	残数	32.8%	328者
合計	4,348者	100.0%		100.0%	1,000者

※ 分類は日本標準産業分類の大区分を表わす。「④サービス業他」には統計上農業も含まれるが、明らかに中小企業でない者と併せ対象から除外する。

3 調査方法

令和6年3月初旬に1,000事業者に対し調査依頼及び調査票を郵送する。調査票に記入し同封の返信用封筒に入れて返信、または入力フォームによるオンラインでの回答を求める。商工会議所・商工会の会報等で対象となった事業者に回答をお願いし、4月15日の郵送到着を最終期限として回答を集約する。調査を記名式にする場合、2週間を目途に1次回答の期限を定め、それまでに回答が到着しなかった事業者にハガキにより提出のお願いを発出する。

4 集計方法

①～④の区分毎に回答項目を単純集計し、4月下旬に1次集計の結果を振興会議委員等に報告する。調査のとりまとめの方向等を定め、必要なクロス集計のデータを調製する。個別調査票の内容については、回答事業者が特定されないよう配慮しつつ、クロス集計に必要なデータは協議の場において開示する。

調査の結果については、6月を目途に振興会議委員等に報告した後、電子メールまたは郵送で回答のあった事業所に送付し、概要は市ホームページ等で公開する。